

# 入札公告

宗像市公告第 154 号

宗像市が発注する建設工事について、次のとおり制限付一般競争入札（郵便入札）に付します。

なお、本工事は、入札時に工事施工実績等に関する資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（特別簡易型）」の対象工事です。本入札においては最低制限価格は適用せず低入札価格調査を適用するため、調査基準価格と失格基準価格を設定します。

令和元年 7 月 19 日

宗像市長 伊豆 美沙子

## 1 入札に付する事項について

- (1) 工事名等 建設課 工事 起工第 353 号  
東郷駅前線橋梁上部工工事
- (2) 工事場所 宗像市平井 2 丁目
- (3) 工事概要 都市計画道路東郷駅前線の整備として、二級河川八並川に架かる新平井橋（橋長 L=14.920m）の橋桁（桁長 L=14.870m・N=30 本）を設置するもの。  
また、橋面工として舗装（車道 A=186m<sup>2</sup>・歩道 A=152m<sup>2</sup>）、防護柵（L=37m）、照明灯（N=2 基）を設置するもの。  
【橋梁概要】  
橋 長：L=14.920m  
桁 長：L=14.870m  
支間長：L=14.270m  
形 式：プレテンション方式 PC 単純床版橋  
【工事内容】  
主桁工（W=10.5t/本） N= 30 本  
舗装工（車道部） A= 186 m<sup>2</sup>  
舗装工（歩道部） A= 152 m<sup>2</sup>  
防護柵工（高欄） L= 37 m  
照明灯 N= 2 基 ほか
- (4) 工 期 契約日の翌日から令和 2 年 3 月 13 日まで
- (5) 予定価格 83,496,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 調査基準価格 有（契約締結後公表）
- (7) 失格基準価格 有（契約締結後公表）
- (8) 支払条件 前払金 有 部分払 無

## 2 入札等の日程について

事 由	日 程	備 考
(1) 入札公告日	令和元年 7 月 19 日（金）	

(2) 質疑書の提出期限	令和元年7月31日(水) 正午まで	FAXによる提出可
(3) 質疑書への回答期限	令和元年8月2日(金) 午後5時まで	FAXにより回答
(4) 入札参加申込書等の提出期限	令和元年8月22日(木)まで	郵送により提出(持参不可)
(5) 入札参加資格審査結果の通知	令和元年8月29日(木)まで	
(6) 入札参加資格がないとされた場合の説明請求受付期間	令和元年8月30日(金)から 令和元年9月3日(火)まで	書面(任意様式)にて請求すること
(7) 説明請求に対する回答期限	令和元年9月10日(火)まで	
(8) 開札日時及び場所	令和元年9月12日(木) 午前9時30分 宗像市役所 201 会議室	開札立会人の選任については別途通知する
(9) 低入札価格調査票の提出期限	令和元年9月18日(水) 午後4時まで	実施の場合、別途通知する

### 3 入札に参加する者に必要な資格について

次の各項目に掲げる資格を有する2者により自主結成された共同企業体でなければ、入札に参加することができない。ただし次の(4)に該当する場合は、共同企業体を構成せず、単体で入札に参加することができる(以下、「単体企業」という)。

#### (1) 共同企業体の各構成員共通の参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者であること。
- イ 原則として5年以上引き続き同種の業務を営んだ実績を有する者であること(官公需適格組合を除く)。
- ウ 市町村税を滞納していない者であること。
- エ 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- オ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に加入していること。ただし、社会保険等の加入義務がない者は除く。
- カ 本公告の時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- キ 本件工事に係る設計業務等の受注者(中央復建コンサルタンツ株式会社)又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる者でないこと。
- ク 本工事の共同企業体の構成員は、単体企業での参加申請はできない。
- ケ 本工事の共同企業体の構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- コ 構成員の出資比率は最低100分の30以上であること。なお、代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率を超えてはならない。

#### (2) 共同企業体の代表構成員の参加資格

- ア 2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限時点で建設業法による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、本公告の時点で宗像市競争入札参加有資格者名簿に第一希望工種が土木一式工事(港湾工事を除く)、等級がAまたはB等級で登録されている

る者であり、かつ、福岡県内の本店、支店、営業所等で登録されている者であること。  
ただし、宗像市内の本店又は支店・営業所等で登録されている者は除く。

イ 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、引渡し完了した、【注1】の工事で1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が30,615,200円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の公共工事【注2】の施工実績を有する者であること。

ウ 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、引渡し完了した、【注1】の工事で1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が30,615,200円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の公共工事に現場代理人【注3】、もしくは主任技術者もしくは監理技術者のうちのいずれかとして従事した実績【注4】を有し、かつ、入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有する監理技術者（登録工種に限る）を専任で配置できる者であること。

(3) 共同企業体の代表構成員以外の構成員の参加資格

ア 2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限時点で建設業法による土木一式工事に係る建設業の許可を受けており、本公告の時点で宗像市競争入札参加有資格者名簿に第一希望工種が土木一式工事(港湾工事を除く)、等級がB等級で登録されている者であり、かつ、宗像市内の本店又は支店・営業所等で登録されている者であること。

イ 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、引渡し完了した、公共工事で1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が9,184,560円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の土木一式工事（港湾工事を除く）の施工実績を有する者であること。

ウ 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、引渡し完了した、公共工事で、1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が9,184,560円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の土木一式工事（港湾工事を除く）に現場代理人【注3】、もしくは主任技術者もしくは監理技術者のうちのいずれかとして従事した実績【注4】を有し、かつ、入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有する主任技術者（登録工種に限る）を専任で配置できる者であること。

(4) 単体企業で入札に参加する場合の参加資格

単体企業で入札に参加する場合は、共同企業体の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者であること。

イ 原則として5年以上引き続き同種の業務を営んだ実績を有する者であること(官公需適格組合を除く)。

ウ 市町村税を滞納していない者であること。

エ 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。

オ 2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限時点で建設業法による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、本公告の時点で宗像市競争入札参加有資格者名簿に第一希望工種が土木一式工事(港湾工事を除く)、等級がB等級で登録されている者であること。

カ 本公告の時点で宗像市競争入札参加有資格者名簿に、宗像市内の本店又は支店・営業所等で登録されている者であること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、社会保険等の加入義務がない者は除く。

ク 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、

引渡しが完了した、【注1】の工事で1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が30,615,200円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の公共工事の施工実績を有する者であること。

ケ 平成21年7月1日以降、入札参加申込書等の提出期限までに元請けとして完成し、引渡しが完了した、【注1】の工事で1件の契約金額（共同企業体での施工の場合は契約金額に出資率を乗じた額）が30,615,200円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）の公共工事に現場代理人【注3】、もしくは主任技術者もしくは監理技術者のうちのいずれかとして従事した実績【注4】を有し、かつ、入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有する監理技術者（登録工種に限る）を専任で配置できる者であること。

コ 本件工事に係る設計業務等の受注者（中央復建コンサルタンツ株式会社）又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる者でないこと。

- (5) 宗像市内に本公告日以前から本店を置く下請負人との契約（一次下請に限る。また、資材調達のみを含む。以下、「下請負人との契約」という。）については評価項目であるので、下請負人との契約に努めること。下請負人との契約は宗像市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者との契約でも認める。

※宗像市公式ホームページアドレス（宗像市競争入札参加有資格者名簿の閲覧）

<http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「契約・入札情報」 → 「入札参加資格・申請関係」 → 「登録業者リスト」

【注1】：次の①・②の要件を満たすPC橋上部工新設工事。ただし、次の①・②は同一工事であること。

①道路橋（B活荷重）であること。

②架設工法がトラッククレーン架設であること。

【注2】：公共工事は原則として国、地方公共団体が直接発注した工事とする。ただし、国には独立行政法人、事業団、公団、公社を含み、地方公共団体には、広域行政、公社を含むものとする。以降の公共工事は同じ定義とする。

【注3】：現場代理人での従事実績については対象となる施工実績の工期の始期日以前に監理技術者の資格を取得している場合のみ有効とする。

【注4】：現場代理人、主任技術者又は監理技術者での従事実績については対象となる施工実績の総工期にわたる工事に限るが、工場における製作期間が含まれる場合には当該製作期間を除く施工実績についても可とする。

#### 4 入札参加申込書等の交付方法について

入札参加申込書等は、本公告の日から、下記、宗像市公式ホームページに掲載しているので、それをダウンロードして使用すること。

※宗像市公式ホームページアドレス

<http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「契約・入札情報」 → 「入札関係情報」 → 「一般競争入札・入札公告」 → 「建設工事用入札説明書」

## 5 入札参加申込書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次の各項目に掲げる書類（以下「提出書類」という）を郵送により提出すること。提出書類の不備・不足があった場合、入札への参加を認めない。なお、詳細については建設工事用入札説明書を参照すること。

### (1) 共同企業体で入札に参加する場合に提出を要する書類

- ア 特定建設工事共同企業体結成届及び競争入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 同種工事施工実績調書（指定様式）
- エ 監理技術等の資格・工事経歴書（指定様式）
- オ 建設業許可通知書の写し
- カ 総合評定値通知書の写し
- キ 入札書（指定様式）

※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ク 入札金額に対応した積算内訳書（任意様式）
- ケ 質疑書（原本未提出の場合のみ）
- コ 特定建設工事共同企業体協定書（指定様式）
- サ 共同企業体の構成員から代表構成員に対する委任状（指定様式）
- シ 社会保険等加入状況が確認できる書類

※総合評定値通知書の写しで保険加入が無となっている場合に必要。

- ス 総合評価に係る資料（別表1、別表1－関連様式第1号及び第2号）【注5】

※別表1の評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。別表1の「自己申告加算点欄」に自己申告加算点を記入し、加点を希望する項目について必要な確認書類を添付の上、提出すること。

### (2) 単体企業で入札に参加をする場合に提出を要する書類

- ア 競争入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 同種工事施工実績調書（指定様式）
- エ 監理技術等の資格・工事経歴書（指定様式）
- オ 建設業許可通知書の写し
- カ 総合評定値通知書の写し
- キ 入札書（指定様式）

※落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ク 入札金額に対応した積算内訳書（任意様式）
- ケ 質疑書（原本未提出の場合のみ）
- コ 社会保険等加入状況が確認できる書類

※総合評定値通知書の写しで保険加入が無となっている場合に必要。

サ 総合評価に係る資料（別表1、別表1－関連様式第1号及び第2号）【注5】

※別表1の評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。別表1の「自己申告加算点欄」に自己申告加算点を記入し、加点を希望する項目について必要な確認書類を添付の上、提出すること。

【注5】：総合評価に係る資料については共同企業体の代表構成員及び単体企業が作成することとし、【注1】の公共工事を行ったことが確認できる工事写真等の資料を添付すること。

### （3）書類の提出方法及び期限

書類を提出する際の封筒は2重とすること。中封筒に入札書及び積算内訳書を入れ封印し、その他提出書類とともに外封筒に入れ、郵送すること。なお、提出された書類の差替え又は撤回は認めない。

ア 宛先

〒811-3436 宗像東郷郵便局留 宗像市役所 契約検査課 行

イ 郵送方法

一般書留、簡易書留又は配達証明のいずれかによる。

ウ 提出期限

2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限のとおり。

## 6 設計図書等の閲覧及びダウンロードについて

### （1）設計図書等の閲覧

設計図書及び図面（以下「設計図書等」という）は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

本公告の日から2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 閲覧場所

工事担当課

### （2）設計図書等のダウンロード

設計図書等は本公告と一緒に宗像市公式ホームページに掲載しているので、それをダウンロードすること。なお、当該設計図書等を本件工事の入札又は施工以外の利用に供してはならない。

ア ダウンロード期間

本公告の日から2(4)で指定する入札参加申込書等の提出期限まで。

## 7 質疑書の提出及び回答について

### （1）質疑書の提出

質疑書の受付は次のとおり行う。なお、質疑書（指定様式）をFAXにより提出する場合は、原本を提出書類とともに郵送で提出すること。

ア 受付期間

本公告の日から2(2)で指定する質疑書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。ただし、最終日の受付時間は、正午までとする。

イ 受付場所

工事担当課

### （2）質疑書への回答

質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。また、質問した者へは回答書を2(3)で指定す

る質疑書への回答期限の午後 5 時までに F A X により送付する。

ア 閲覧期間

2(3)で指定する質疑書への回答期限の日の翌日から入札参加申込書等の提出期限まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 閲覧場所

工事担当課

8 現場説明会について

現場説明会は行わない。

9 入札参加資格審査結果の通知について

(1) 入札参加資格の有無については、2(5)で指定する日までに各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等入札参加資格がないと認められる者は、当該入札参加資格を取り消す。

**(3) 入札参加資格審査結果の通知の受け取り後、その資格内容に変更が生じ入札参加資格がなくなった者は、直ちに 2 (8) の開札前までに入札辞退届を提出すること。**

10 入札参加資格がないと決定された者に対する理由の説明について

(1) 入札参加資格がないと決定された者は、契約担当課に書面(任意様式)を提出してその理由の説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間

通知を受けた日の翌日から起算して 3 日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く)のうち  
毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

契約担当課

(2) 説明を求めた者に対しては、2(7)で指定する日までに書面により回答する。

11 開札及び開札の立会いについて

開札は、2(8)で指定する日時及び場所で行う。なお、開札の立会いについては、1 回の開札につき、すべての入札案件の参加者の中から 2 名の開札立会人を選任し、別途通知する。

12 総合評価落札方式について

(1) 総合評価の方法

入札参加者全てに標準点(100 点)を与え、さらに 5(1)すまたは、5(2)サ「総合評価に係る資料」について評価し、0~14 点の範囲で加算点を加え、評価値を算出する。評価基準は別表 1 のとおり。

標準点+加算点=100 点+(0~14 点)

評価値=(標準点+加算点) / 入札価格

(2) 落札者の決定

入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札する。(①)の要件に該当する者のうち、前項(1)によって得られた評価値の最も高い者から順に落札候補者とする。同じ評価値の者が 2 者以上あるときは、立会人等のくじにより落札候補者の順位を決定するものとする。当該落札候補者

について、審査順位が上位の者から次に示すアからエの手順のとおり審査を行うものとする。

(①)入札価格が予定価格の制限範囲内かつ失格基準価格以上であること。失格基準価格未満での入札は、失格とする。

ア 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上の場合はその者を落札者とする。

イ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合は、その者の落札の決定を保留する。

ウ 落札候補者の入札価格について低入札価格調査を行う。契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は落札、契約内容に適合した履行がなされないと認められる場合は失格と決定しその旨を落札候補者に通知する。

エ 前号ウで落札候補者を失格とした場合、次順位の落札候補者を落札者とするものとする。ただし、当該次順位落札候補者の入札価格が予定価格の制限範囲内かつ失格基準価格以上の額であり、調査基準価格未満である場合には、その者について低入札価格調査を行うものとし、落札者の決定まで同様の事務を繰り返すものとする。

(3) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を複数登録した場合は、評価値が最も低い者を加算点の対象とする。

### 1.3 低入札価格調査について

(1) 落札候補者に対する低入札価格調査実施の連絡は、電話で行う。

(2) 落札候補者は、2(9)で指定する提出期限までに必要書類を持参しなければならない。

なお、提出された書類の差替え又は撤回は認めない。

ア 提出先

契約担当課

イ 提出を要する書類

低入札価格調査票各様式、詳細については低入札価格調査作成要領を参照すること。

(下記、宗像市公式ホームページに掲載しているので、それをダウンロードして使用すること)

※宗像市公式ホームページアドレス

<http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「契約・入札情報」 → 「お知らせ」 →

「制度について」 → 「一般競争入札（総合評価落札方式）について」

(3) 提出期限までに書類の提出をしないとき、又は低入札価格調査に関する事情聴取に応じないときは、当該落札候補者が行った入札は失格とする。

(4) 落札もしくは失格の決定については、低入札価格調査票各様式が提出された翌日から起算して8日以内（土曜日、日曜日、その他の休日を含まない）に行うものとする。ただし、決定に疑義等が生じた場合は、この限りでない。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

### 1.4 低入札価格調査において失格と決定された者に対する理由の説明について

(1) 契約担当課に書面（任意様式）を提出してその理由の説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間

通知を受けた日の翌日から起算して3日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）のうち、毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

契約担当課

(2) 説明を求めた者に対しては、説明を求められた日の翌日から起算して5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面により回答する。



## 1.5 入札保証金

入札保証金は納付を免除する。

## 1.6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 5に定める方法以外で郵送又は持参された入札

イ 封筒及び入札書等に入札件名等の必要事項が記載されていない入札

ウ 封筒と入札書等の記載内容が一致しない入札

エ 宗像市契約事務規則第20条の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札

オ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札（開札）時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む）及び虚偽の申請を行った者がした入札

カ 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

## 1.7 配置予定技術者に関する注意事項

(1) 入札参加資格審査結果の通知の受け取り後、配置予定技術者の確保ができなくなった場合は、直ちに2(8)の開札前までに入札辞退届を提出すること。

(2) 落札後の配置予定技術者の変更は認めない。契約後についても、死亡、疾病など、真にやむを得ない場合を除き、技術者の変更は認めない。

## 1.8 諸経費の調整

本工事が他に発注する同一区域内の工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で、同一の者が落札したときは、契約締結後、設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整し、契約金額を変更するものとする。

## 1.9 その他

(1) 3(5)の下請負人との契約について、履行の確認は施工体制台帳や契約書の写し等で行う。工事完成時に、別表1-関連様式第2号「下請契約計画書」の活用計画を達成できなかった場合、宗像市工事成績評定の減点(-5点)を行う。併せて、宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(2) 本公告案件の落札者を低入札価格調査によって決定する場合、契約締結後に必要に応じて調査を行う。その結果、提出した低入札価格調査票各様式に虚偽の記載があったと判明した場合、宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を行う。

(3) 落札者が契約日において、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けている場合、落札の決定を取り消すものとする。

20 問い合わせ先

(1) 契約担当課

総務部 契約検査課 (宗像市東郷一丁目1番1号)

TEL番号 0940-36-1161 (直通) FAX番号 0940-37-1242

(2) 工事担当課

都市建設部 建設課 市街地整備係 (宗像市東郷一丁目1番1号)

TEL番号 0940-36-1577 (直通) FAX番号 0940-37-1242